

病害虫まん延防止対策事業 労働負担軽減対策事業、実証関連事業

持続的な畑作生産に向けて、地域が一体となった**病害虫まん延防止対策**、**労働負担軽減対策**、環境負荷を低減した栽培方法や新たな生産体系の確立を図るために必要な**各種実証**などの取組を支援します。

病害虫まん延防止対策事業

ストックポイントを活用した病害虫まん延防止の取組

ストックポイント（集出荷の際の土壌の移動による病害虫のまん延を防ぐため、収穫物を一時的に堆積するための土場）を活用して、地域が一体となった病害虫まん延防止対策の取組を支援します。

事業実施主体 農業協同組合 等

対象作物 ばれいしょ、てん菜 等

成果目標

- 事業実施年度の翌々年度までに、
- ・地域で侵入・まん延が懸念される病害虫の新規発生率を10%以下に抑制
 - ・地域でまん延が懸念される病害虫の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減

補助率等

- ・補助対象：事業実施年度において**新たに設置されるストックポイント**（既存のストックポイントを**拡大する場合は拡大分に限る**）の面積
- ・補助率：**補助対象となるストックポイント100㎡当たり26,000円**

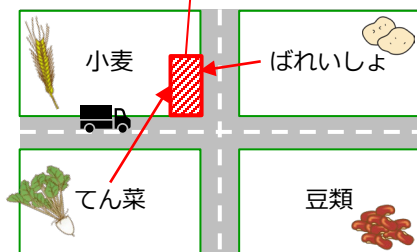
留意事項

ストックポイントの設置に当たっては、農地法や農振法に基づく手続等が必要となる場合があるため、詳しくは農地の所在する市町村・農業委員会に予め御相談ください。

【イメージ①】

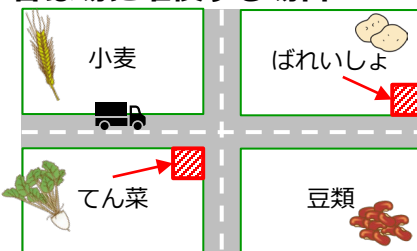
複数ほ場分を1か所に堆積する場合

ストックポイント（新設）

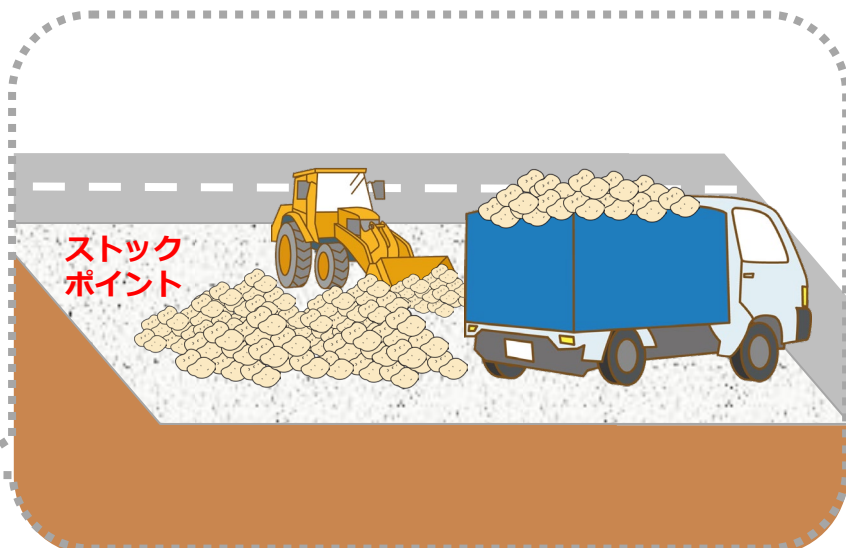


【イメージ②】

各ほ場に堆積する場合



【拡大イメージ】



労働負担軽減対策事業

労働負担の軽減を図るため、基幹作業の外部化や省力作業機械の導入等の取組を支援します。

事業実施主体	農業者の組織する団体 等
対象作物	小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜
成果目標	10aあたりの労働時間を3.0%以上削減 等
補助率等	・補助率：1/2以内 ・補助金の上限：省力作業機械の導入等の場合は、機械1台あたり1,000万円※ (※作業受託組織が事業実施主体となり、基幹作業を受託する場合にあっては、当該機械ごとの受益面積1haあたり60万円)

基幹作業の外部化

- ・播種・植付、中耕、防除、収穫に係る作業
- ・ばれいしょの貯蔵庫前集中選別に係る作業

等の基幹作業を作業受託組織へ委託するのに要する経費を支援

省力作業機械の導入等

基幹作業の省力化に資する農業機械等※の導入等に要する経費を支援

(※てん菜については移植栽培から直播栽培への変更または基幹作業の外部化のために必要なものに限る)

実証関連事業

環境負荷を低減した栽培方法や病害虫まん延防止、新たな生産・流通体系の確立を図るために必要な各種実証の取組を支援します。

事業実施主体	農業者の組織する団体、コンソーシアム 等
対象作物	小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、かんしょ、てん菜 等
成果目標	事業実施年度の翌々年度までに、実証等を行った技術を当該技術が導入されていない地域1カ所以上に導入 等
補助率等	・補助率：10/10以内 ・補助金の上限：1事業実施主体当たり1,000万円

環境配慮型生産体系 確立支援事業

化学農薬や化学肥料の投入量を低減した栽培方法の実証等の取組を支援します。

病害虫まん延防止 対策事業

病害虫抵抗性品種の導入など、新たな病害虫まん延防止対策の実証等の取組を支援します。

新たな生産体系確立支援事業 持続的な流通体系確立支援事業

需要動向に対応した輪作体系の導入など、新たな生産・流通体系の確立に必要な実証等の取組を支援します。

- ・検討会の開催
- ・栽培マニュアルの作成
- ・栽培実証に要する管理費や資材費(機械のレンタル費用含む)

- ・収穫物の品質評価や加工品の試験製造
- ・モニタリング調査
- ・先進事例調査

等に係る費用を補助

※ 栽培実証ほかからの収穫物の余剰分を実証ほを管理する生産者等に帰属させる場合は、栽培管理費や肥料や農薬等の生産資材に要する経費は補助対象外となります。

取組要件等については、農林水産省Webページ掲載の「畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業交付等要綱」等にてご確認願います。<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/index.html>

